

第 7 0 回 理 事 会

日本商品先物振興協会

日 時 平成21年 7 月 1 6 日 (木) 1 2 : 0 0 ~

場 所 先物協会 会議室

(東京都中央区日本橋小網町9-9 小網町安田ビル)

議 案 第1号議案 常設委員会の統合(案)について

第2号議案 常設委員会委員長の委嘱について

そ の 他 (報告事項)

以 上

常設委員会の統合（案）について

常設委員会の機能の集約化と運営の効率化を図るため、現在の3委員会（総務委員会、制度政策委員会及び広報委員会）を改編し、「市場戦略統合委員会」に統合する。

1. 市場戦略統合委員会所掌事項

現在の3委員会の所掌事項を包括して、当委員会が所掌する。

- ① 本会の組織に関する事項
- ② 定款及び諸規程の制定・改廃に関する事項
- ③ 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算に関する事項
- ④ 本会の入会金及び会費に関する事項
- ⑤ 本会の経理処理に関する事項

（以上、現総務委員会所掌事項）

- ⑥ 会員の受託業務及び経営の改善のための施策に関する事項
- ⑦ 商品先物取引に係る制度政策の企画立案に関する事項
- ⑧ 商品先物取引に係る調査研究に関する事項

（以上、現制度政策委員会所掌事項）

- ⑨ 商品先物取引の普及啓発に関する事項
- ⑩ 経営改善のための施策及び制度政策の実現のための広報活動に関する事項

（以上、現広報委員会所掌事項）

- ⑪ その他、理事会からの諮問事項

2. 構成（案）

- （1）委員長は、理事のうちから選任する。（理事会の同意を経て、会長が委嘱する。）
- （2）副委員長は委員のうちから、委員長が指名する。
- （3）委員（委員長を除く。）は、次の2区分とする。（委員長の推薦を受けて、会長が委嘱する。）
 - ① 理事及び会員の役員から選任する委員（任期は2年）
 - ② 委員会所掌事項の必要に応じ、会員、商品取引所若しくは商品先物取引業界に
関係のある団体（以下「関係団体」という。）の役職員又は学識経験者のうちから選
任する専門委員（任期は、所掌事項に応じて、委嘱の都度定める。）
- （4）委員（専門委員を含む。）の総数は5人以上15人以内とする。
- （5）委員会統合後最初に選任される委員の任期は、現役員の任期（平成22年6月の通常総会開催日まで）と合わせるため、平成22年6月の通常総会後の最初の理事会開催日までとする。

以上

事務所の移転について

下記により、東穀ビルへ移転します。資料室の利用等ご迷惑をお掛けしますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 所在地

新：〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町 1-12-5

東京穀物商品取引所ビル 4 F

旧：〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町 9-9

小網町安田ビル 2 F

2. 移転日（新事務所事務開始日）

平成 21 年 8 月 24 日（月）午前 9：00～

（旧事務所は 8 月 21 日（金）午後 5：00 まで連絡は可能ですが資料等梱包されておりますので、当日のご照会は避けてください。）

3. 電話番号、FAX 番号、メールアドレス

変更ありません

4. 会長室、会議室、資料室の閉鎖

キャビネ、資料室、書庫の什器解体を 8 月 15 日（土）、16 日（日）に行う関係から 14 日までにキャビネ、資料室、書庫の書類をダンボールに詰める必要があります。そのダンボールを会長室、会議室に保管しますので 8 月中は会長室、会議室、資料室を閉鎖させていただきます。

以上